

播磨町広告付行政情報モニターの設置及び放映に係る事業者の募集要項

播磨町庁舎において、広告映像等を放映する機器（以下「モニター」という。）を設置し、有料広告及び行政情報を放映する事業（以下「広告付行政情報モニターの設置及び放映に係る事業」という。）を実施する。については、広告付行政情報モニターの設置及び放映に係る事業を行う者（以下「事業者」という。）を公募するので、応募する場合はこの募集要項を熟読し、次の各事項を承知の上、応募すること。

1 設置場所等の概要

播磨町役場（兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号）
第一庁舎1階 住民課前及び保険課前に各1台（別紙参照）

2 仕様等

(1) 広告の大きさ

各モニターの表示部分は55インチ程度とし、協議の上で決定する。

(2) モニターの仕様等

- ①モニター設置及び撤去工事の際はアスベスト飛散防止対策を講じ、アスベストが検出された場合は必要な処理を行うこととする。
- ② 外部サイズ：縦500mm以上1000mm以下、横500mm以上1800mm以下、奥行200mm以下
表示部分：(1)のとおり
- ③ 取付け：ラック式、壁掛け式、吊り下げ式のいずれかとし、協議の上で決定する。
- ④ その他：リモコン操作による音量調整及びタイマー設定が可能であること。その他の仕様については、協議の上で決定する。

3 設置期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（5年間）

※契約方法については、単年度の契約とし、町又は事業者からの事前の申し出がない限り、事業期間を超えない範囲で契約満了の日の翌日から1年ごとに更新するものとする。

4 事業者の資格

事業者は、モニターを設置し、自ら広告主の募集、放映する広告及び行政情報（以下「広告」と総称する。）を制作することができる者とする。

また、これまでに国及び地方公共団体等が実施した、本案件と同種及び同程度と認められる事業の履行実績がある者とし、履行実績がわかる書類を添付するものとする。

5 応募資格

播磨町の入札参加資格者名簿（物品・サービス）に登載されている者のうち、次の各号に該当しない法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 破産者で復権を得ない者。
- (2) 播磨町の指名停止措置を受けている者。
- (3) 営業について法令等の規定により許認可等を受けていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する者。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体。

※応募時点で入札参加資格者名簿（物品・サービス）に登載されていることが必要。

6 納付

設置事業者として決定された者が提示した応募価格に消費税等を加算した額を12で除し各年度の実施月数を乗じた額を、毎年度本町の指定した期日までに納付すること。

7 放映広告

モニターにより放映する広告の内容については、播磨町広告掲載要綱（平成20年要綱第17号）以下「要綱」という。）第4条に規定する基準を満たす内容とすること。

8 広告内容についての責任

モニターで放映された広告の内容についての責任は、すべて事業者が負うものとする。

9 放映時間、広告内容等

- (1) 放映時間は、開庁日における午前8時30分から午後5時15分とする。
- (2) 広告には、町の行政情報を含め、その広告に占める割合は、4分の1程度とすること。
- (3) 町の行政情報の提供は、紙又はデータにより行うこととする。
- (4) 音声が発生する機器を用いる場合は業務に支障のない音量設定とすること。ただし、必要に応じ、町が音量調整を行うことがある。

10 事業計画について

事業者は、モニターその他設備の仕様、設置、管理、放映スケジュール及び広告の内容に関する事項についてあらかじめ町と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

11 モニターの設置許可について

- (1) 事業者は、モニターの設置について、財務規則（昭和61年規則第11号）に基づ

き行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

- (2) 行政財産使用許可は、年度ごとに申請するものとし、協定期間中は特別の事情がない限り更新することができるものとする。

12 経費等の負担

事業者は、モニターその他設備の調達、設置、撤去、維持管理に必要な経費、広告主の募集、広告の制作その他広告付行政情報モニターの設置及び放映事業の実施に要する費用のすべてを負担する。

13 設置に当たっての留意事項

- (1) 庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮すること。
- (2) 落下、破損等により、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないようにすること。
- (3) 設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に、町と日程を調整すること。

14 広告主及び広告等の審査

事業者は、広告主の選定及び広告の内容について、事前に町の審査を受け、承認を受けなければならない。また、当該審査に必要な資料を、町の指定する期日までに提出しなければならない。

15 広告内容の修正

町は、広告の内容が要綱に違反しているとき、又は庁舎等で放映する広告としてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し広告の内容変更又は修正を求めることができる。この場合において、当該変更及び修正に要する費用は、事業者の負担とする。

16 モニターの破損及び紛失時の対応

事業者は、モニターが毀損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに復旧等の適切な措置をとることとする。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。

17 原状回復

事業者は、使用許可の期間の満了又は取消しによりモニターその他設備を撤去したときは、速やかに、原状回復をしなければならない。

18 著作権等

- (1) 事業者は、モニターの設置及び広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用

新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

- (2) 町が広告付行政情報モニターの設置及び放映に係る事業による広告等を町の事業の紹介等の行政目的のために利用する場合は、事業者は、その利用を承諾するとともに、広告主からも承諾を得るよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合は、この限りでない。

19 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(1) 質問の提出方法

①提出書類

質問書（所定様式）

②提出方法

電子メール（受付期限内必着）

※件名は「播磨町広告付行政情報モニターの設置及び放映に係る事業に対する質問」とすること。

※質問受付期限後の質問や電子メール以外による問合せについては回答しない。

③受付期限

令和6年12月18日（水）～令和6年12月20日（金）まで

④提出先

播磨町企画課秘書広報係（kikaku@town.harima.lg.jp）

(2) 質問の回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名を伏せて、令和6年12月25日（水）に播磨町公式ホームページ（<https://www.town.harima.lg.jp>）に掲載する。

20 応募方法

(1) 必要な書類（各1部）

① 応募申込書（所定様式）

② 誓約書（所定様式）

(2) 提出方法

応募者は、播磨町役場企画課秘書広報係（第一庁舎2階）窓口まで持参すること。

(3) 提出期間

令和6年12月26日（木）～令和7年1月10日（金）の午前8時30分～午後5時15分（土日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

21 選定方法

提出された応募書類の審査を行い、公募条件等を満たす者の中から、播磨町が設定す

る予定価格以上で応募のあったもののうち、最高の応募価格を提示した者を事業予定者とする。また、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定する。

22 結果の公表

事業予定者を決定したときは、応募者に通知するとともに、播磨町ホームページに価格及び事業者名を公表する。

23 事業予定者の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業予定者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 事業予定者が応募資格を失った場合。

24 その他

- (1) 説明会は実施しないが、現地確認は可能とする。
- (2) 応募に係るすべての経費は応募者の負担とし、提出書類は一切返却しない。
- (3) 応募資格確認を要する場合は、後日審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (4) 契約期間内であっても、庁舎等のレイアウト変更により、やむを得ずモニター等の設置場所を変更し、又は広告の放映の全部若しくは一部を中止することがある。また、モニターの設置台数及び設置場所については、協議の上、変更する場合がある。

25 募集に関する問い合わせ先

播磨町 企画総務部 企画課 秘書広報係

電話：079-435-0356（直通）

Email: kikaku@town.harima.lg.jp